

平成 30 年 11 月 10 日

ご契約者の皆様へ

海上商事株式会社
取締役社長 青木 毅

拝啓 晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は保険を通じまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知の通り、国内各地で自然災害の発生（西日本豪雨災害、大阪北部地震、台風 21 号災害、北海道胆振地震、台風 24 号災害）により大きな被害が発生している状況にあります。本状をお受け取りの皆様で被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。弊社では事故のご相談を承っておりますので何なりと下記までご連絡ください。

本日皆様にお手紙を差し上げましたのは、『地震保険』について皆様にお知らせする必要があると思ったためです。それは、『地震保険』の普及率が、2016 年末で約 3 割にとどまっており、お客様の中には、地震の際に建物や家財が壊れても火災保険に加入していれば保険金が支払われると思われている方も多数いらっしゃるのではないかと保険代理店として懸念しております。また、地震の際に起きた火災も火災保険で十分なお支払いを受けると思っているいらっしゃるのではないかと心配しております。

今後発生が心配される「首都圏直下型地震」「東海・東南海地震」に備え、今般ご契約者の皆様に『地震保険』の大切さについて次の通り情報提供をさせていただきます。

◆ 知っていただきたいこと

- ・ 火災保険だけでは地震被害が発生し、建物や家財などが被害を受けた場合、保険金をお支払いすることができません。
- ・ 地震による火災が発生した時も、火災保険だけでは保険金の支払いを受けることはできません。

⇒地震被害に対応するためには、火災保険に加えて『地震保険』もご契約いただくことが必要です。

皆様の『地震保険』は現在海上商事でお取扱がございませんが、万一の場合に備え、現在お付き合いされている保険会社、保険代理店にご相談いただくことをおすすめします。また、海上商事に火災保険をご契約いただいている皆様は何なりと弊社にご相談ください。

敬具

記

◇ 災害に関する連絡先（9：00～17：30）

海上商事株式会社 本社 03-3320-4501 大阪営業所 06-6949-5100
上記時間外は東京海上日動安心 110 番 0120-119-110

◇ 地震保険に関するお問い合わせ（9：00～17：30）

海上商事株式会社 本社 03-3320-4501

以上